

協議第7号

新たな広域連携体制に係る検討方針について

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討方針を、別紙のとおり定めることについて協議を求める。

平成28年10月21日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討方針

1 検討目的

行政区域を越えた共通課題への対応には広域連携が有効であるとの認識のもと、今後、一層の厳しさを増す県西地域の実情及び将来見通しに対し、合併や中核市への移行等により強化された中心市と周辺自治体の相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携体制のあり方について協議する。

2 検討事項

(1) 広域連携制度の現状把握

現行の地方自治法に規定されている地方自治体間の事務の共同処理の仕組みや一般論としての特徴等を整理したうえで、現在の当圏域での活用状況を把握する。

(2) 他圏域における状況把握

平成26年度から運用が開始された地方自治法上の連携協約を活用した連携中枢都市圏構想推進構想における連携ビジョンについて、各圏域で作成が完了してきていることから、同ビジョン等の内容を把握することを中心に、他圏域における広域連携の状況を把握する。

(3) 連携中枢都市圏制度を含めた各種制度の活用可能性の検討

連携中枢都市圏制度を中心に、上記研究を踏まえて、客観的視点による、県西地域において活用が可能と思われる広域連携制度（案）を検討し、提示する。

【参考】

検討結果を踏まえた取組のイメージ

